

日本

生理学

雑誌

JOURNAL OF THE PHYSIOLOGICAL SOCIETY OF JAPAN

62巻

2号

2000

INFORMATION 87

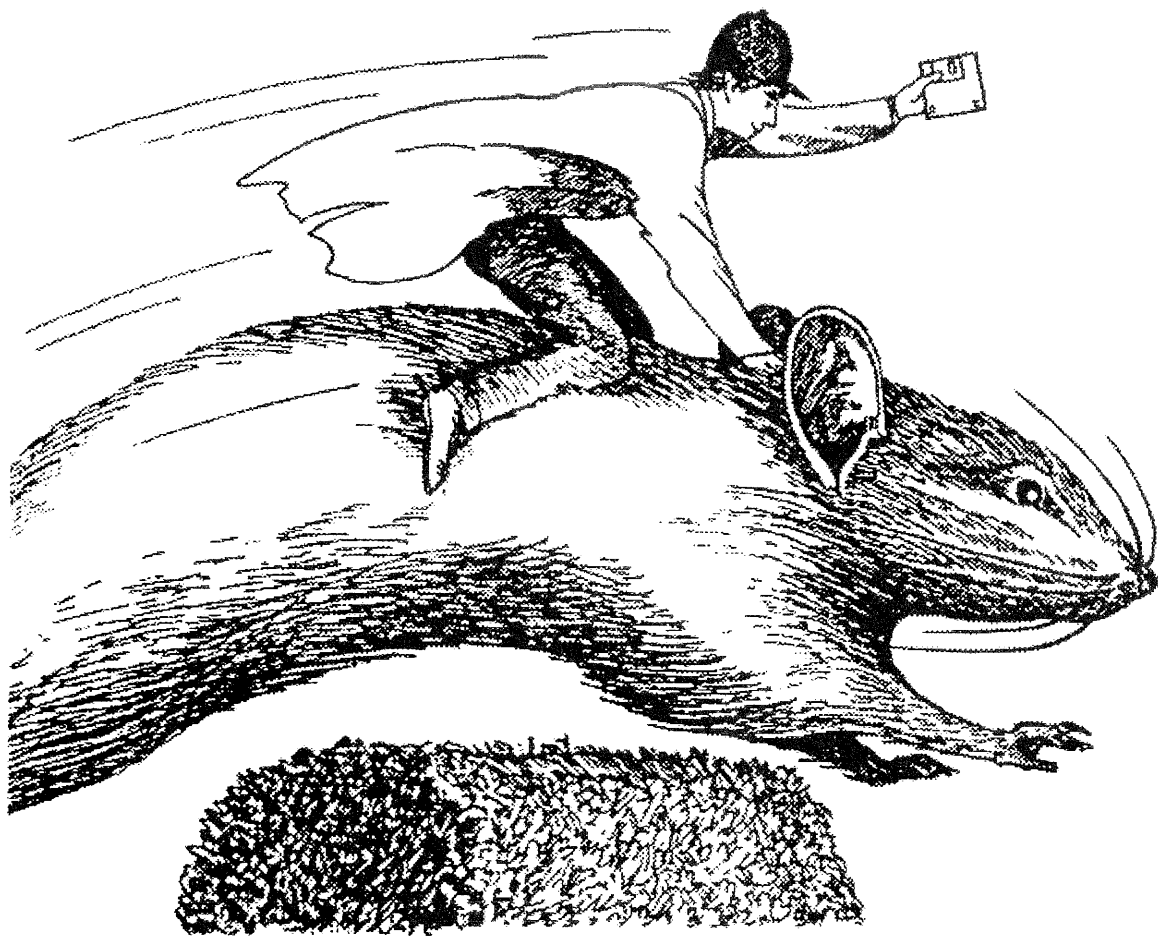
CALENDAR 89

RECORDS 90

日本生理誌
J. Physiol. Soc. Japan

日本生理学会

ラット・マウスを使った行動実験ですか？
ノルダスのシステムにお任せください！



世界最新鋭のオランダ・ノルダス社がついに日本上陸です！

コンピュータによりラット（動くものなら何でも）の行動を完全自動追跡、解析するシステム「エソビジョン」は、圧倒的な安定性、どんな実験系にも対応するフレキシビリティ、200を越す多彩な解析パラメータ数をひっさげて、すでにヨーロッパでは学会を席巻しはじめています。

ノルダス社日本責任代理店：

ショーシンEM株式会社

〒444-0241 愛知県岡崎市赤浜町蔵西1-14

TEL : 0564-54-1231

FAX : 0564-54-3207

E-Mail : shoem@sun-inet.or.jp

Noldus

INFORMATION TECHNOLOGY

EthoVision

自動行動追跡・解析コンピュータ・ビジョン・システム

目 次

INFORMATION

- 第8回 オクスフォードカンファレンス開催のお知らせ
ー呼吸調節とモデリングに関する国際シンポジウムー…………… 87
- 第15回神経組織の成長・再生・移植研究会学術集会御案内と演題募集…………… 87
- 第11回 NTT Science Forum
テーマ『21世紀の先端医療ーゲノムの解読は何をもたらすか?ー』…………… 88

CALENDAR

- 主な研究集会開催日程…………… 89

RECORDS

- 「動物の愛護及び管理に関する法律」成立…………… 90

INFORMATION

*最新の情報は生理学会ホームページをご覧ください(URL: <http://www.soc.nacsis.ac.jp/psj/>)

第8回 オクスフォードカンファレンス開催のお知らせ

— 呼吸調節とモデリングに関する国際シンポジウム —

会 期：平成12年(2000年)10月11日(月)～15日(金)
場 所：Sea Crest Conference Center (Cape Cod),
North Farnoth, Massachusetts, U. S. A.

抄録締切：平成12年3月31日

オーガナイザー：Dr. Chi-Sang Poon (Harvard-MIT)

内 容：3年毎に開催される国際シンポジウム
で、呼吸調節とモデリングに関し比較的少人数
(約100～150名)の研究者が、研究発表(ポスター
セッションもあり)、討論を行う。今回のテー
マは「Frontiers in Modeling and Control of
Breathing: Integration at molecular, cellular,
and systems levels」である。発表内容は学会
後に選ばれたものが Proceedings として出版さ
れる予定。

問い合わせ先：Chi-Sang Poon, Ph. D.

Harvard-MIT, Division of Health Sciences &
Technology MIT, Bldg. E 25-501, Cambridge,
MA 02139, U. S. A.

TEL: +1617-258-5405

FAX: +1617-258-7906

E-mail: cpoon@mit.edu

Web サイト: <http://hst-hu-mit.edu/Oxford2000/>

日本の連絡委員:

青木 藩(国際プログラム委員)

札幌医大医学部第二生理

TEL: 011-611-2111 内線2660

FAX: 011-612-5861

E-mail: aoki@sapmed.ac.jp

第15回神経組織の成長・再生・移植研究会学術集会 御案内と演題募集

神経組織の成長・再生・移植研究会第15回学術集会を下記の要領で開催いたしますので御案内申し上げます。

第15回世話人代表 大本 堯 史(岡山大学医学部脳神経外科)

I. 期 日：平成12年6月10日(土)

II. 会 場：ホテルグランヴィア岡山

〒700-8515 岡山市駅元町1-5

TEL: 086(234)7000

FAX: 086(234)7097

III. 特別講演：“Human neural stem cells: From cell
culture to cell therapy”

Dr. Clive N. Svendsen, University of
Cambridge

IV. シンポジウム：『神経幹細胞』

公募演題の中から(一部演者指定)、上記のタイ
トルでシンポジウムを行います。その他、『細胞

移植』等のワークショップを行う予定です。

V. 演題募集要領:

1. 神経組織の成長・再生・移植のみならず、老
化や神経細胞死など広く神経科学に関する演題
を募集いたします。
2. 演者、共同演者とも本研究会会員に限ります。
未入会の方は下記に連絡の上、所定の入会手続
きをお取りください。
3. 指定の原稿用紙に講演要旨を印刷してくださ
い。プログラム・予稿集として複写いたします。
演題申込票・通知書・受取書にも所定の事項・
連絡先住所・氏名を御記入の上、それぞれに切

手貼付を忘れないようお願いいたします。

4. 発表は口演およびポスターの2形式を予定しておりますので、演題申込票の希望の項目に○をお付けください。但し、演題数等の関係で御希望に添えない場合もありますので、最終決定は世話人に御一任願います。

VI. 演題申込の締切期日：

平成12年3月18日(土) 必着

VII. 参加費：4,000円

懇親会費2,000円

(学術集会終了後、同ホテルにて行います)

学術集会当日に会場で受付いたします。

VIII. 演題送付先および問い合わせ：

〒700-8558 岡山市鹿田町2-5-1

岡山大学医学部脳神経外科

第15回神経組織の成長・再生・移植研究会

世話人代表 大本堯史(事務担当 伊達 勲)

TEL：086(235)7336

FAX：086(227)0191

E-mail：idate333@med.okayama-u.ac.jp

IX. 入会申込等に関する問い合わせ先：

〒113-8622 東京都文京区本駒込5-16-9

<財>日本学会事務センター

神経組織の成長・再生・移植研究会係

TEL：03(5814)5810

FAX：03(5814)5825

第11回 NTT Science Forum

テーマ『21世紀の先端医療—ゲノムの解読は何をもたらすか?—』

11回目をむかえる NTT サイエンスフォーラムでは、ゲノム・インフォマティクスをキーワードに、私達の永遠の関心である生命科学と情報科学の融合領域を取り上げ、21世紀の最先端医療について考えてみます。

■主催：NTT サイエンスフォーラム運営委員会
日本電信電話株式会社

■開催日時：平成12年4月6日(木) ※参加費無料

■時間：13：00～18：00

■会場：東京厚生年金会館大ホール
住所：東京都新宿区5-3-1

■プログラム：*敬称略(講演時間及び講演テーマは、都合により変更になる場合があります。)

13：00～13：10 主催者挨拶

日本電信電話株式会社

代表取締役社長 宮津純一郎

NTT サイエンスフォーラム運営委員会

委員長 猪瀬 博(学術情報センター所長)

13：10～14：10 基調講演 1

「ゲノム解析によって変わる新しい医療」(仮題)

National Institutes of Health, National Library of Medicine, National Center for Biotechnology Information

Mark S. Boguski, M. D., Ph. D.

14：10～15：10 基調講演 2

「ゲノム情報の医療への応用と医学倫理」

自治医科大学 学長 高久史廣

15：10～15：40 休憩

16：40～18：00 パネリスト講演 1

「ゲノム情報に基づく細胞の再構築にむけて」

慶応義塾大学 環境学部 教授 富田 勝

16：00～16：20 パネリスト講演 2

「21世紀のオーダーメイド医療」

東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター センター長 中村 祐輔

16：20～16：40 パネリスト講演 3

「医学は患者の望みの何に答えるのか」

国際基督教大学 教養学部 教授 村上陽一郎

16：40～18：00 パネル討論/Q&A *敬称略

テーマ「ゲノム研究が創る21世紀医療」

Mark S. Boguski 高久史廣

富田 勝 中村 祐輔 村上陽一郎

モデレータ：東京大学国際・慶学共同研究センター センター長 軽部 征夫

《フォーラムのお問い合わせは》

NTT サイエンスフォーラム事務局

TEL：0422-60-3278 FAX：0422-60-3279

CALENDAR

主な研究集会開催日程

開催日 (演題縮切)	名 称	会 場	連 絡 先
00. 4. 6	第11回 NTT Science Forum 「21世紀の先端医療ーゲノムの解 説は何をもたらすのか？」	東京：東京厚生年金会館 大ホール	NTT サイエンスフォーラム事務局 須貝 ☎0422-60-3278 FAX：0422-60-3279
00. 5.12-13 00. 7. 7- 8 00.11.10-11	第13回日本体力医学会スポーツ医学研修会 第1回 基礎医学コース 第2回 運動処方・運動療法コース 第3回 スポーツ外傷・傷害コース	東京：東京慈恵会医科大 学臨床講堂	財団法人日本学会事務センター内 日本体力医学会 ☎03-5814-5800 FAX：03-5814-5823
00. 6.10	第15回神経組織の成長・再生・移 植研究会学術集会	岡山：ホテルグランヴィ ア岡山	岡山大 医 脳神経外科 大本 ☎086-235-7336 FAX：086-227-0191 E-mail: idate333@med. okayama-u. ac. jp
00.10. 1- 4	第6回ソフトコンピューティング に関する国際会議	福岡：飯塚市	財団法人システム研究所内 国際会議組織委員会事務局 ☎0948-24-2771 FAX：0948-24-3002 E-mail: iizuka2000@flsi. circl. or. jp
00.10.11-15 (12. 3.31)	第8回 オクスフォードカンファ レンス	U. S. A : Sea Crest Conference Center (Massachusetts)	Harvard-MIT, Division of Health Sciences & Technology Chi-Sang Poon, Ph. D.E-mail: Cpoon@mit. edu. URL: http: / hst-hu-mit. edu / oxford2000 札幌医大 第二生理 青木 ☎011-611-2111(2660) FAX: 011-612-5861
00.11.24-25	第21回バイオメカニズム学術講演会	福岡：九州大学 箱崎キャンパス	九州大 工 知能機械システム ☎ & FAX: 092-726-4796 E-mail: sobim2000@g. mech. kyushu-u. ac. jp URL: http: //www. g. mech kyushu-u. ac. jp/sobim2000/
00.12.13-15	第30回日本臨床神経生理学学会 (旧 日本脳波・筋電図学会)	京都：国立京都国際会館	京大：柴崎浩(京都大学医学研究科脳病態生理・臨床脳生理) ☎075(751)3695 FAX: 075(751)3202 E-mail: JSCN30@bpp2. kuhp. kyoto-u. ac. jp URL: http: //square. umin. ac. jp/JSCN30
01. 3.29-31	第78回日本生理学会大会	京都：同志社大学 新町校舎	京大 川口・野間・大森・平野
01. 7.30- 8. 3	4 th International Conference on Biological Physics (ICBP2001)	京都：国立京都国際会館	埼玉大 工 伏見 ☎048-858-3531 FAX: 048-858-3531 E-mail: icbp2001@kokusai. phys. nagoya-u. ac. jp URL: http: //kokusai. phys. nagoya-u. ac. jp
01. 8.26-31	国際生理科学連合(IUPS)大会	New Zealand : Christchurch	

* INFORMATION とこの欄への記載をご希望の方は開催日の3ヶ月前までに事務局宛送りください。

RECORDS

「動物の愛護及び管理に関する法律」成立

自民党の環境部会「動物の愛護と管理に関する小委員会」で検討された「動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(第221号)」が「動物の愛護及び管理に関する法律」として平成11年12月9日衆議院を通過し、12月14日の参議院国土環境委員会、同日の参議院本会議で全会一致で可決され、この第146回臨時国会で成立しました。

改正の背景として、動物とのふれあいの重要性の認識の高まり、ペット動物等の虐待が社会的に注目、現行の動管法では悪質な行為への有効な対応が困難の3項目があげられています。改正案の骨子としては、動物(家畜や実験動物を除く)取扱業者に対する規制の導入、ペット等の殺傷や遺棄の防止-罰則の強化による取締有効化、飼主責任の強化と適正な飼養のための指導や普及啓発の推進の3項目があげられています。

そこで、新動管法を新旧対照させ、あわせて、衆議院内閣委員会の決議、参議院国土環境委員会の付帯決議を掲載します。さらに、第21条関係の動物愛護推進員、第22条関係の「協議会」の概略も明かにされていますので、あわせて掲載します。また「動管法」はこれまで総理府が所管していましたが、省庁再編成で2001年より環境省への移管が決定されていますのでご注意願いたいと思います。

会員の皆様におかれましては、新動管法を充分ご理解くださり、研究を進めていただきたいと思います。

動物実験に関する委員会
委員長 中 島 祥 夫

動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)新旧対照表

改 正 後	現 行
動物の愛護及び管理に関する法律	動物の保護及び管理に関する法律
目次	
第1章 総則(第1条-第4条)	
第2章 動物の適正な飼養及び保管	
第1節 総則(第5条-第7条)	
第2節 動物取扱業の規制(第8条-第14条)	
第3節 周辺的生活環境の保全に係る措置 (第15条)	
第4節 動物による人の生命等に対する侵害 を防止するための措置(第16条)	
第5節 動物愛護担当職員(第17条)	

第3章 都道府県等の措置等(第18条—第22条)

第4章 雑則(第23条—第26条)

第5章 罰則(第27条—第31条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適性に取り扱うようにしなければならない。

(普及啓発)

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第4条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第2条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適性に取り扱うようにしなければならない。

(動物愛護週間)

第3条 ひろく国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養及び保管

第1節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第5条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適性に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第6条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第7条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第2節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の届出)

第8条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの)に限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管して

(適正な飼養及び保管)

第4条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第5条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に関し必要な措置を講ずることができる。

いるものを除く。以下この節及び次節において同じ.)の飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という.)を設置して動物取扱業(動物の販売, 保管, 貸出し, 訓練, 展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下同じ.)を営もうとする者は, 飼養施設を設置する事業所ごとに, 総理府令で定めるところにより, 次の事項を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という.)にあっては, その長とする。以下この節並びに第15条第1項及び第2項において同じ.)に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地

三 主として取り扱う動物の種類及び数

四 飼養施設の構造及び規模

五 飼養施設の管理の方法

六 その他総理府令で定める事項

2 前項の規定による届出には, 飼養施設の配置図及び付近の見取図その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第9条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「動物取扱業者」という.)は, 同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは, 総理府令で定めるところにより, その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし, その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは, この限りでない。

2 動物取扱業者は, 前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき, 又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは, 遅滞なく, その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は, 第1項の規定による届出について準用する。

(承継)

第10条 動物取扱業者について相続又は合併が

あったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該動物取扱業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(基準遵守義務)

第11条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し総理府令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(勧告及び命令)

第12条 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第13条 都道府県知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(条例による措置)

第14条 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、飼養施設を設置して動物取扱業を営む者(動物取扱業を営もうとする者を含む.)に対して、この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。

第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第15条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として総理府令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む.)の長(指定都市の長を除く.)に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第16条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者

第6条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の飼養状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

第5節 動物愛護担当職員

第17条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第13条第1項の規定による立入検査又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職員を有する職員(次項において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であって獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

第3章 都道府県等の措置等

(犬及びねこの引取り)

第18条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第1項(前項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場

(犬及びねこの引取り)

第7条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村(第1項の政令で定める市の長を除き、特別区の区長を含む。)に対し、第1項(前項において準用する場合を含む。以下第5項及び第6項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができ

合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第19条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があったときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第20条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、第18条第1項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第21条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止する

る。

- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第8条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があったときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第9条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

ための生殖を不能にする手術その他の措置に
関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その
求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を
受ける機会を与えるために譲渡のあつせんそ
の他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推
進のために国又は都道府県等が行う施策に必
要な協力をすること。

(協議会)

第22条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公
益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適
正な飼養について普及啓発を行っている団体等
は、当該都道府県等における動物愛護推進員の
委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支
援等に関し必要な協議を行うための協議会を組
織することができる。

第4章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第23条 動物を殺さなければならない場合には、
できる限りその動物に苦痛を与えない方法によ
ってしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、前項の方法に関し必要な事項を定めるこ
とができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び 事後措置)

第24条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤
の製造の用その他の科学上の利用に供する場
合には、その利用の必要な限度において、でき
る限りその動物に苦痛を与えない方法によつて
しなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回
復の見込みのない状態に陥っている場合には、
その科学上の利用に供した者は、直ちに、でき
る限り苦痛を与えない方法によってその動物を
処分しなければならない。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、第1項の方法及び前項の措置に関しよるべ
き基準を定めることができる。

(動物を殺す場合の方法)

第10条 動物を殺さなければならない場合には、
できる限りその動物に苦痛を与えない方法によ
ってしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、前項の方法に関し必要な事項を定めるこ
とができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び 事後措置)

第11条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤
の製造の用その他の科学上の利用に供する場
合には、その利用の必要な限度において、でき
る限りその動物に苦痛を与えない方法によつて
なければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回
復の見込みのない状態に陥っている場合には、
その科学上の利用に供した者は、直ちに、でき
る限り苦痛を与えない方法によってその動物を
処分しなければならない。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、第1項の方法及び前項の措置に関しよるべ
き基準を定めることができる。

(経過措置)

第25条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(動物愛護審議会)

第26条 総理府に、動物愛護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、動物の愛護及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- 3 内閣総理大臣は、第5条第4項、第11条第1項若しくは第24条第3項の基準の設定、第15条第1項の事態の設定又は第18条第5項(第19条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第23条第2項の定めをしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 4 審議会は、動物の愛護及び管理に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、動物に関する専門の学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 罰則

第27条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、30万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、30万円以下の罰金

(動物保護審議会)

第12条 総理府に、動物保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、動物の保護及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- 3 内閣総理大臣は、第4条第2項若しくは前条第3項の基準の設定又は第7条第5項(第8条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第10条第2項の定めをしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。これらの基準又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 4 審議会は、動物の保護及び管理に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、動物に関する専門の学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第13条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- 2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛，馬，めん羊，やぎ，犬，ねこ，いえうさぎ，鶏，いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか，人が占有している動物で哺乳類，鳥類又は爬虫類に属するもの

- 一 牛，馬，めん羊，やぎ，犬，ねこ，いえうさぎ，鶏，いえばと及びあひる

- 二 前号に掲げるものを除くほか，人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの

第28条 第12条第2項の規定による命令に違反した者は，30万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は，20万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
- 二 第13条第1項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者
- 三 第15条第2項の規定による命令に違反した者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前3条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第31条 第9条第2項又は第10条第2項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，20万円以下の過料に処する。

附 則 (今回の一部改正部分)

(施行期日)

第1条 この法律は，公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし，附則第3条の規定は，公布の日から施行する。

(検討)

第2条 政府は，この法律の施行後5年を目途として，国，地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勧案して，改正後の動物の愛護及び管理に関する法律

の施行の状況について検討を加え、動物の適正な飼養及び保管の観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第3条 改正後の第11条第1項の基準の設定及び改正後の第15条第1項の事態の設定については、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても動物保護審議会に諮問することができる。

(経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に改正後の第8条第1項に規定する飼養施設を設置して同項に規定する動物取扱業を営んでいる者は、当該飼養施設を設置する事業所ごとに、この法律の施行の日から60日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第2項に規定する書類を添付して、同条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、その長とする。)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、改正後の第8条第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(総理府設置法の一部改正)

第5条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律」に改める。

(環境省設置法の一部改正)

第6条 環境省設置法(平成11年法律第101号)の一部を次のように改正する。

第4条第17号中「保護」を「愛護」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第7条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第102号)の一部を次のように改正する。

第181条を次のように改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)

第181条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第185条のうち環境基本法第41条第1項の改正規定中「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第8条 中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)の一部を次のように改正する。

第1279条を次のように改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)

第1279条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。

第26条を次のように改める。

(審議会の意見の聴取)

第26条 環境大臣は、第5条第4項、第11条第1項若しくは第24条第3項の基準の設定、第15条第1項の事態の設定又は第18条第5項(第19条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第23条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

附則による他法の一部改正の出来上がり

総理府設置法

(総理府の所掌事務)

第4条 総理府の所掌事務は、次のとおりとする。

1～6 (略)

7 動物愛護及び管理に関する法律(昭和48年法

総理府設置法

(総理府の所掌事務)

第4条 総理府の所掌事務は、次のとおりとする。

1～6 (略)

7 動物保護及び管理に関する法律(昭和48年法

律第105号)の施行に関すること。
(以下略)

環境省設置法

(所掌事務)

第4条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

1～16 (略)

17 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。

(以下略)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)

第181条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(環境基本法の一部改正)

第185条 環境基本法(平成5年法律第91号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「環境庁」を「環境省」に改め、「(以下この条及び次条において「審議会」という。)を削り、同条第2項中「審議会」を「中央環境審議会」に改め、第2号を削り、同項第3号中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)及び絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

律第105号)の施行に関すること。
(以下略)

環境省設置法

(所掌事務)

第4条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

1～16 (略)

17 人の飼養に係る動物の保護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。

(以下略)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律

(動物の保護及び管理に関する法律の一部改正)

第181条 動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(環境基本法の一部改正)

第185条 環境基本法(平成5年法律第91号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「環境庁」を「環境省」に改め、「(以下この条及び次条において「審議会」という。)を削り、同条第2項中「審議会」を「中央環境審議会」に改め、第2号を削り、同項第3号中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)及び絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

中央省庁等改革関係法施行法

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)
第1279条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。

第26条を次のように改める。

(審議会の意見の聴取)

第26条 環境大臣は、第5条第4項、第11条第1項若しくは第24条第3項の基準の設定、第15条第1項の事態の設定又は第18条第5項(第19条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第23条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

中央省庁等改革関係法施行法

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)
第1279条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改める。

第12条を次のように改める。

(審議会の意見の聴取)

第12条 環境大臣は、第4条第2項若しくは前条第3項の基準の設定又は第7条第5項(第8条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第10条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基準又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の提出に伴う決議

衆議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐待を受け保護が必要な動物については、第21条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されるところである。都道府県等は、第22条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれているところであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。
- 2 学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、関係行政機関が適切に連

携しつつ、第5条第4項の内閣総理大臣が定める基準の中に盛り込むなどの措置を行うこと。

- 3 飼い主責任の意識の高まりを踏まえつつ、公園等公共施設の利用のあり方についても検討を行うこと
- 4 犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。
- 5 日本の伝統芸能に係る三味線等の製造に支障をきたさないよう、伝統文化の保護の行政とも連携して、都道府県等に引き取られ殺処分に付されている犬及びねこの活用などにおいて適切な配慮がなされるよう措置すること。

- 6 ペットの放置・遺棄による在来種への圧迫をはじめとした外来種・移入種による地域の生態系への影響の防止の観点から、動物の飼養及び保管のあり方など外来種・移入種に関する対策を検討し適切に措置すること。
- 7 国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。
- 8 附則第2条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。
 - 1 動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。
 - 2 規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生の状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。
 - 3 規制に営業(業務)停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性を含め検討を行うこと。
 - 4 罰則の対象となる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性も含め検討を行うこと。
 - 5 愛護動物の範囲については、本法で爬虫類を追加したところであるが、熱帯魚などが観賞用として増加していることなども踏まえ、今後の問題の発生状況等必要に応じてその見直し等につき検討を行うこと。
 - 6 今回の改正案に盛り込まれていない事項(動物の取扱や情報公開等)についても、地方公共団体等における各種の取組等を踏まえ、動物の適正な飼養の推進の観点から検討を行うこと。右決議する。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院国土・環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1. 動物の愛護を推進するためには、規制の強化と合わせて、国民の動物愛護意識の向上、強化を図ることが肝要である。そのため、動物愛護週間を活用するなどにより、国民の動物愛護意識の一層の向上を図るとともに、市民、動物愛護団体等の創意工夫による動物愛護活動を取り入れた国民レベルの動物愛護運動の高揚を図ること。
2. 高齢社会におけるペットの伴侶動物としての重要性が高まる一方、特に、年少者による動物虐待の事例が社会的な関心と呼んだことにかんがみ、動物が命あるものであることを踏まえ、野生動物の保護を含め人と動物の共生を前提とした適正な扱い方について、特に、幼児教育・学校教育等において適切な措置がとられるよう努めること。
3. 飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐待を受け保護が必要な動物については、第21条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されるところである。都道府県等は、第22条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれているところであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。
4. 学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、関係行政機関が適切に連携しつつ、第5条第4項の内閣総理大臣が定める基準の中に盛り込むなどの措置を行うこと。
5. 飼い主責任の意識の高まりを踏まえつつ、公園等公共施設の利用のあり方についても検討を行うこと。
6. 犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生

- 飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。
7. 日本の伝統芸能に係る三味線等の製造に支障をきたさないよう、伝統文化の保護の行政とも連携して、都道府県等に引き取られ殺処分に付されている犬及びねこの活用などにおいて適切な配慮がなされるよう措置すること。
 8. ペットの放置・遺棄による在来種への圧迫をはじめとした外来種・移入種による地域の生態系への影響や人への危険を防止する観点から、動物の飼養及び保管のあり方など外来種・移入種に関する対策を検討し適切に措置すること。
 9. 国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。
 10. 附則第2条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。
 - 1 動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。
 - 2 規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生の状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。
 - 3 規制に営業(業務)停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性も含め検討を行うこと。
 - 4 罰則の対象となる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性も含め検討を行うこと。
 - 5 愛護動物の範囲については、本法で爬虫類を追加したところであるが、熱帯魚などが観賞用として増加していることなども踏まえ、今後の問題の発生状況等必要に応じてその見直し等につき検討を行うこと。
 - 6 今回の改正案に盛り込まれていない事項(動物の取扱や情報公開等)についても、地方公共団体等における各種の取組等を踏まえ、動物の適正な飼養の推進の観点から検討を行うこと。

右決議する。

動管法改正案における「動物愛護推進員」及び「協議会」について

動物愛護推進員 (第21条)

資格：都道府県知事等(指定都市及び地方中核都市の長)の委嘱

要件：地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者
(獣医師、愛護団体の構成員、優良な動物取扱業者などを想定)

任務：(1)動物の愛護と適正な飼養についての普及啓発
ペット動物の飼養に関するマナーの徹底
不適切な飼養に伴うトラブルの相談や仲裁

- 適正な飼養の方法等についての指導等
- (2)避妊去勢措置の普及のための助言や指導
 - (3)犬、ねこ等の里親探しのための支援
都道府県等で引き取れない犬、ねこ以外の愛護動物の引取先の斡旋
虐待のため保護された動物の避難先(引取先)や里親探しの支援・斡旋なども含み得る。
 - (4)適正な飼養の推進のために都道府県等が行う施策への協力
犬ねこの適正飼養教室の開催への協力
虐待防止キャンペーンやそれに伴うパトロールなども含まれる。

協議会

(第22条)

構成員：都道府県等，関係市町村，動物の愛護を目的とする公益法人その他の愛護団体，都道府県獣医師会その他の獣医師の団体，動物取扱業者の団体

役割：動物愛護推進員の委嘱の推進(構成民間団体が推進員の推薦母体となることなどが考

えられる。)

動物愛護推進員の活動に対する支援

- 愛護推進員の里親探しについて都道府県の動物管理センターや市町村の施設を提供するなどの便宜供与
- 活動に必要な実費等に対する資金的支援
その他行政と民間団体との連携の要として必要な協議調整

編集後記

梅の香が心地好い季節となっておりますが、本号がお手元に届くころには桜の満開を迎える地区もあるかと思えます。なかなか発行月日がカレンダー日に追いつかないことをお許し願いたいと思えます。

さて、本号はニュース版ですが、昨年12月に改正された「動管法」を新旧対照させて掲載しました。重要な点は附則第2条で法律の施行後5年を目途に検討が加えられることにあります。今回の改正では実験動物に関しては手が付けられていませんが(第8条, 24条), 5年後にどのような見直しがなされるか予断が許せません。

昨年の12月8日付けのUSA TODAYのCOVER STORYに“Violence escalates over animal research. Activists target researchers at their labs and homes.”

と大きく取り上げられています。記事に抛りますとマウスまでもその対象にされているとのこと。生理学会では神経学会とともに動物実験指針の改訂を検討中ですが、動物実験に際しては3Rを基本に、これまで以上に動物愛護の立場から研究を進めて頂きたいと思えます。

米国では Foundation for Biomedical Research (www.fbresearch.org) と National Academy for Biomedical Research (www.nabr.org) がホームページで動物実験の必要性を展開しています。我々の理論武装のためにも是非アクセスを願いたいサイトです。

(中島 祥夫)

*編集執行委員

編集委員

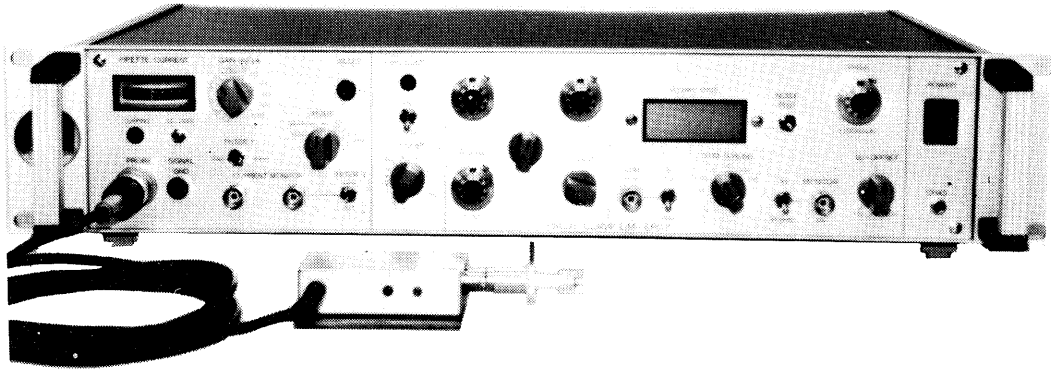
*金子章道(編集幹事)(感覚)	青木 藩(呼吸)
小野田法彦(感覚)	河南 洋(自律神経, 内分泌)
*工藤典雄(運動, 発生・成長・老化)	窪田隆裕(腎・体液)
黒島晟汎(環境)	小西真人(筋)
佐久間康夫(生殖)	*佐々木成人(運動)
高田明和(血液)	菅屋潤壹(栄養・代謝・体温)
*高松 研(神経化学)	土居勝彦(心臓・循環)
*中島祥夫(運動)	成瀬 達(消化・吸収)
*入来篤史(感覚, 運動, 高次中枢)	*川上順子(感覚)
辻岡克彦(循環)	福田 淳(感覚, 高次中枢)
村上政隆(膜輸送)	吉岡利忠(体力)
小山なつ(H P担当)	

日本生理学会事務局：〒113-0033 東京都文京区本郷3-30-10 布施ビル
 TEL：03-3815-1624 FAX：03-3815-1603(勤務時間 10：30～18：30)
 E-mail：psj@qa2.so-net.ne.jp
 URL：http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/psj/

実績 No.1!! F. J. Sigworth, E. Neher のオリジナル

西独リスト社

パッチクランプシステム *EPC-7*



■ 主な性能

- ノイズレベル (rms) : 0.05pA 1KHz, 0.30pA 3KHz
- 電流レンジ : 200pA (50G Ω), 20nA (500M Ω)
- 周波数応答 : 100KHz (500M Ω)
- 電位増幅度 : X10
- 測定モード : VC, CC, CC+COMM
- Rs補償 : 1-100M Ω
- 容量補償 : 0-10pF (First)
: 0.2-10pF, 2-100pF (Slow)
- ホールド電位 : ± 200 mV
- オフセット電位 : ± 50 mV
- コマンドレベル : 0, .1, .05, .001, -.1, -.05

日本総代理店／西日本地区発売元



ショーシンEM株式会社

〒444-02 愛知県岡崎市赤浜町蔵西1番地14ショーシンビル
TEL(0564)54-1231(代) FAX(0564)54-3207

東日本地区発売元

(Physio-Tech)

株式会社 フィジオテック

〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目6番11号 若松ビル2F
TEL (03) 3258-1641 (代)

パーソナルコンピュータベースの研究システム
基礎医学研究用システム
Biomedical Research System / **LEG-1000**

多岐にわたる基礎医学の研究に、
先進の技術でデータ収集・処理・解析・レポートの
作成までをトータルにサポートする、
パーソナルコンピュータベースの
研究用システムです。

フレキシブルなシステム構成

各種カプラ・プラグインタイプの小型ヘッドアンプ・システム本体・アナライザで構成されています。またソフトウェアで用意された各種VI（仮想計測器）とカスタマイズ機能により、実験目的に合わせたシステム構築に柔軟に対応します。

高精度ヘッドアンプ・カプラ群

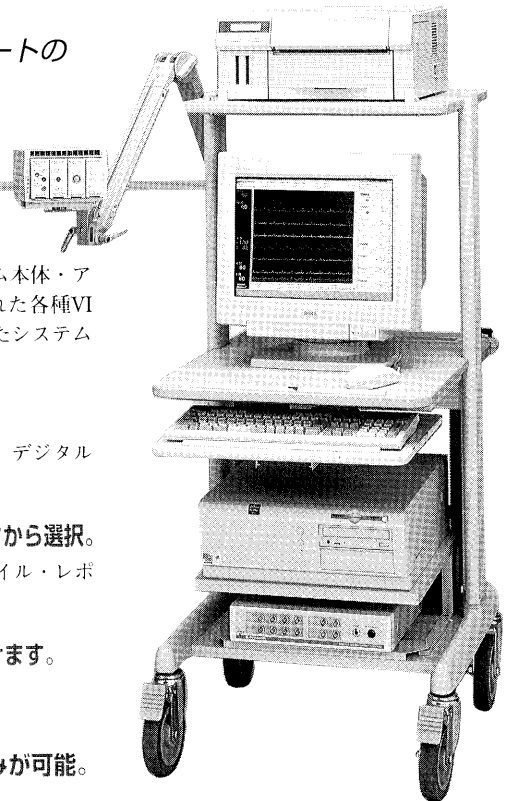
アイソレーション方式を採用し、電気的安全性が大幅に向上、デジタル化により外部雑音除去能力も向上。

ノートタイプ、デスクトップタイプのパーソナルコンピュータから選択。
動作環境は MS Windows95、測定データの解析・データファイル・レポート作成が容易。

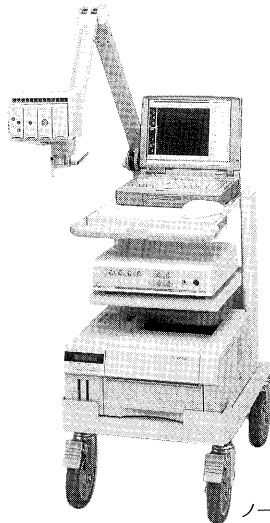
アンプはソフトウェアで管理、長期間安心してご使用いただけます。

16チャンネルまでの信号の同時計測・処理が可能。

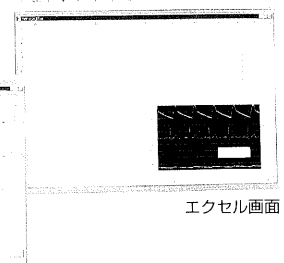
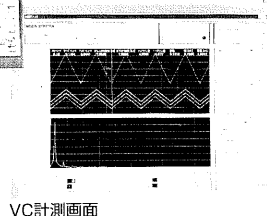
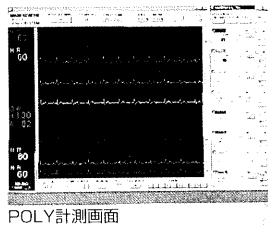
ポリグラフ等、既存装置からのアナログ信号の取り込みが可能。



デスクトップ型パソコン構成



ノート型パソコン構成

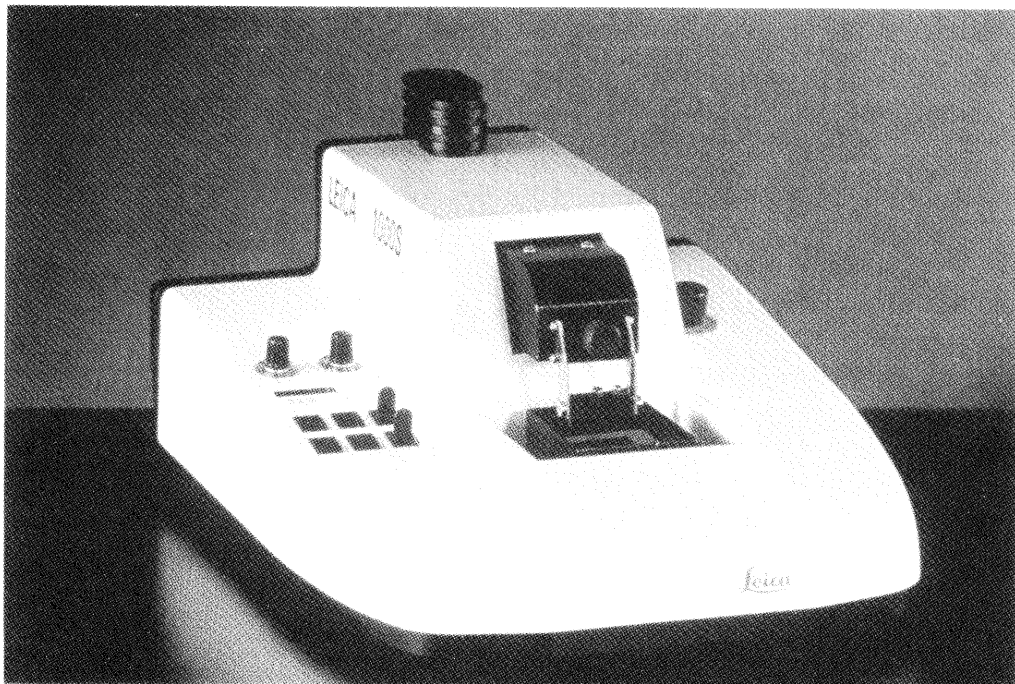


日本光電

〒161-8560 東京都新宿区西落合1-31-4
☎03(5996)8028

カタログをご希望の方は当社までご請求下さい。

Leica



脳機能の解明に 最適な マイクローム

未固定、未凍結の組織から
高品質な切片を作製

ライカVT1000S(EM)は、神経生理学、神経病理学、実験病理学等の分野で必要とされる極めてデリケートな切片作製のために開発された、新しい振動刃マイクロームです。

包埋や凍結などの試料の前処理を必要とせず、新鮮な組織から切片を作製できるため、パッチクランプやレシオ・イメージング法に最適です。また、神経病理の固定組織切片も高いクオリティーで作れます。

- ブレードの前進速度を直線的に連続調節
- 切片厚の合計表示
- 振幅は5段階調節
- 切削面積を自由に調節できるカッティングウインドー
- プログラム式試料リトラクション
- 緊急停止ボタン
- 2重壁のバフアトレーで試料の温度を一定に保持

ライカ振動刃マイクローム
VT1000S(EM)

発売元

ライカ株式会社

本社 Tel.03-3292-9833 大阪支店 Tel.06-374-9771

名古屋営業所 Tel.052-222-3939 福岡営業所 Tel.092-731-9771

つくば出張所 Tel.0298-36-7875

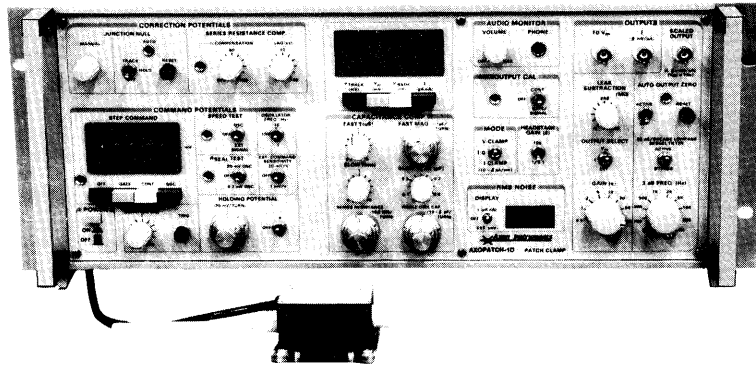
神経科学分野 総代理店

ショーシンEM株式会社

〒444-0241 愛知県岡崎市赤浜町蔵西1番地14(ショーシンビル)

TEL.0564-54-1231(代表) FAX.0564-54-3207

AXOPATCH-1D PATCH CLAMP



低ノイズ ハイスピード 安定性と信頼性

AXOPATCH-1Dはsingle-channelパッチクランプとwhole-cellクランプするために開発された増幅器です。極めて低いノイズ・レベルと素早い応答力を特徴としています。重要な部分はハイブリッド化により完全シールドされています。

AXOPATCH-1Dはボルテージクランプと同様にカレントクランプ・モードでも作動します。フィードバック抵抗は同じセルからsingle-channel電流とwhole-cell電流を記録するため、リモート・コントロールができます。

CV4ヘッドステージは下記の3種類があります。

AXOPATCH-1Dの特徴

- 使いやすい容量補償
- ラグ・コントロールつき直列抵抗補償
- コマンド電位発生器
- 接合電位除去
- RMSノイズモニター
- ZAP (パッチ膜破壊)
- 可変出力ゲイン
- DCオフセット除去
- 可変低域通過ベッセルフィルタ
- シールテスト
- オーディオモニター
- 漏れ電流除去

AXOPATCH-1Dのヘッドステージ

CV4 1/100 whole-cellクランプ (20 nAまで) とsingle-channel電流を記録するためのものです。50 G Ω と500 M Ω のフィードバック抵抗があります。

CV4 0.1/100 大きなセル (200 nA; >>100 pF) の whole-cellクランプとsingle-channel電流を記録するためのものです。50 G Ω と50 M Ω のフィードバック抵抗があります。

CV4B 0.1/100 人工膜からsingle-channel電流を記録する為の特別なヘッドステージです。大きなコマンド電圧の間、サチレーションを防ぐために外部から50 G Ω と50 M Ω のフィードバック抵抗でコントロールできます。(大きなセルのヘッドステージと同型です)

西日本地区発売元



INTER MEDICAL CO., LTD.

株式会社 インターメディカル

本社/〒164-0850 名古屋市中村区今池3丁目14番地4
TEL (052)731-8000(代) FAX (052)731-5050
東京支社/〒157-0063 東京都世田谷区箱谷 3丁目32番16号
製造営業部 アピタシオン千歳島山102号
TEL (03)5384-6387 FAX (03)5384-6487

東日本地区発売元

(Physio-Tech)

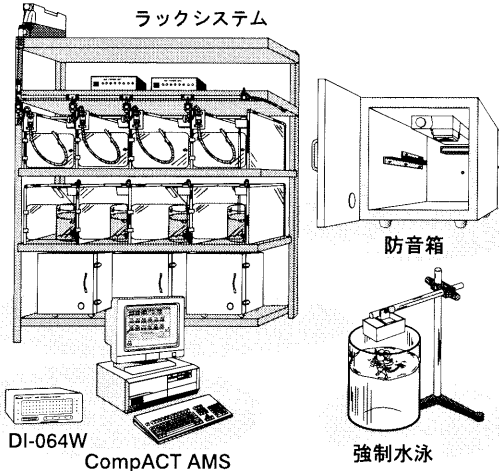
株式会社 フィジオテック

〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目6番11号
若松ビル2F
TEL (03)3258-1641

ローコスト・マルチチャンネル型 自発運動量測定システム、強制水泳試験システム

SUPERMEX[®]

スーパーメックス PAT.P



- 小動物（マウス、ラット、マーモセット等）から大動物（イヌ、サル、ブタ）まで自発運動量を測定することができます。
- インターフェース及びソフトウェアはWindows95以降対応。（NEC MS-DOS対応版もごさいます）
- ほとんどの場合お手持ちの飼育ケージ、代謝ケージ等を使用することができます。（飼育状態での測定が可能）
- 自発運動量と並行して飲水量及び立ち上がり回数を測定できるシステムもご用意できます。
- 専用ソフトウェアCompACT FSS（オプション）を使用することにより強制水泳試験を行うことができます。（参考文献あり）

★ 詳細についてはお問い合わせください。
★ 特許出願済みに付き粗悪な類似品には充分ご注意ください。

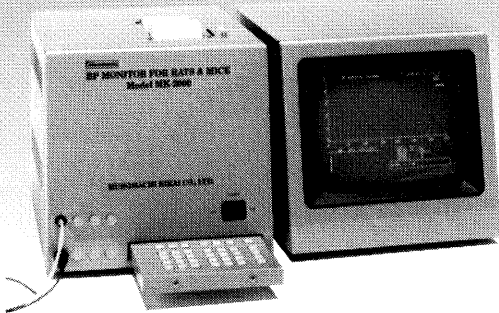
Muromachi

総発売元 室町機械株式会社

本社 東京都中央区日本橋室町4-2-1 大辻ビル
〒103-0022 TEL 03(3241)2444 FAX 03(3241)2940
大阪営業所 大阪市淀川区木川東4-5-3 オパール新大阪ビル
〒532-0012 TEL 06(6302)1277 FAX 06(6302)5026
URL : <http://www.muromachi.com>



ラット・マウス用 無加温型非観血式血圧計 BP MONITOR FOR RATS & MICE Model MK-2000



ラットやマウス等の小動物の血圧を測定する場合、従来の非観血式血圧計では何らかの方法により動物を暖めておく必要があります。これに対しMK-2000は室温が23℃以上であれば自然の（無加温の）状態のまま測定を行うことができます。

薬物の影響を調べるのに最適な装置であり、尾動脈圧の経時変化をモニタすることもできるなど従来の非観血式血圧計の概念を覆す画期的な装置です。格納式のオペレーションキーボードは本体下部に配置されていてコンパクトに設計されています。

操作は至って簡単で、動物を測定台にセットした後はボタンを押すだけの全自動測定が行えます。

Muromachi

総発売元 室町機械株式会社

本社 東京都中央区日本橋室町4-2-1 大辻ビル
〒103-0022 TEL 03(3241)2444 FAX 03(3241)2940
大阪営業所 大阪市淀川区木川東4-5-3 オパール新大阪ビル
〒532-0012 TEL 06(6302)1277 FAX 06(6302)5026
URL : <http://www.muromachi.com>

ラット フリームービング 生体信号・物質回収

Originality is our Business

~~スリッピング
シーベル
トランスミッター~~

不用

ネジレン

特許

研究者の皆様へ▶▶▶

この度弊社「ネジレン」は特許が成立した事をお知らせ申し上げます。
「ネジレン」によりフリームービング(無拘束・自由行動)での実験が可能となりました。
「ネジレン」を使えば今まで大変困難な実験がとても簡単にできます。
 例えばマイクロダイアリスを4CH(チャンネル)、脳波測定を3CH……
 こんな実験が簡単にこなせます。

【How…?】 原理は簡単です。動物に接続したチューブやリード線の「ねじれ」を検出して、床を逆回転する。こんな簡単な方法で「ねじれ」を発生させないのです。

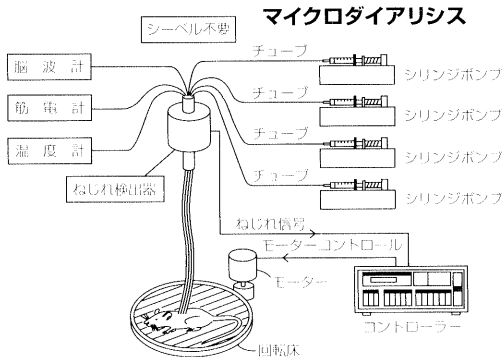
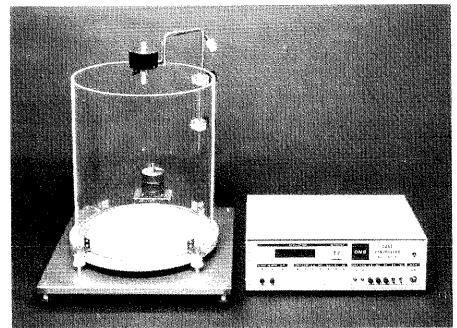
【ほんとかな?】 3500匹以上のテストの実績があります。
【動物に影響を与えませんか?】 全く与えません。ラットはご機嫌です。
【どんな分野に使いますか?】 フリームービングが必要な研究分野です。
【具体的には?】 マイクロダイアリス、睡眠、血圧、血流、持続注入・回収等です。さらに、もっと別な分野はあなたが開拓してください。

【スリッピングは?】 電気信号用のスリッピングは不要です。
【カニューラ・シーベルは?】 薬液用のシーベルは不要です。
【評判は?】 一度使うと、「ネジレン」なくては実験にならないと評価されています。今やフリームービング実験には必須なインフラと言われています。

【研究実績は?】 プロスタグランジン研究に多くの実績があります。



ホームページもみてね!!



文献▶▶▶

1. A novel apparatus that permits multiple routes for infusions and body-fluid collections in a freely-moving animal
 Hitoshi Matsumura, Osamu Hayaishi
2. Continuous recording of brain regional circulation during sleep/wake state transitions in rats
 Dmitry Gerashchenko

当社の特許を侵害した粗悪な輸入品等がまわっています。それらを購入されますと法的に問題となりますので、くれぐれもご注意下さいますようお願い申し上げます。

当社オリジナル商品▶▶▶

- 脳研究:** PET・MRI用ステレオ固定装置(猿・猫・ラット、犬)、PETを使った視覚実験装置、PET用オペラント実験装置、PET(縦形ガントリ)用覚醒下実験用チェアー、猫視覚実験装置、眼球運動測定装置
- 睡眠研究:** 脳波・筋電・眼電・脳温測定装置、電極、赤外線照明、CCDカメラ、照明リズムコントローラー、記録計、人工環境チャンバー(恒温・恒湿【快適な湿度環境】)、摂食・摂水装置
- 代謝研究:** 薬効評価用ベアーフィード装置(糖尿病等の生活習慣病薬評価用)、ペレットフィーダー、トレッドミル
- 薬理研究:** アイソトニック・トランスジューサー、スキナーケージ、スキナーコントローラー、シャトルケージ、シャトルコントローラー、防音箱、スクランブラー方式刺激装置、T・Y・十字型メイス、高磁場培養槽

<http://www.osakamicro.co.jp>

大阪マイクロ

12月初旬スタート予定

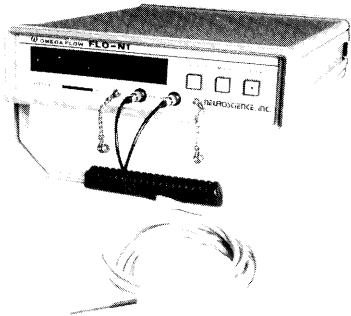
(有)大阪マイクロシステム
 〒566-0055 大阪府摂津市新在家1-30-20
 TEL.06-6340-9886 FAX.06-6340-9890
 E-mail:info@osakamicro.co.jp

OMEGA FLOW

非接触型レーザー血流計

FLO-N1

組織血流量が測定部位に
触れることなく測定できます。



承認番号：07B第0805号

接触型FLO-O1も用意しています。

製造元

総発売元

オメガウェーブ

株式会社
ニューロサイエンス

【特徴】

- ★非接触
 - 3cm程度離して測定可能
- ★広範囲
 - 最大直径15mm程度円内のサンプルボリューム
- ★再現性
 - 接触の影響が無く、広範囲に平均化された再現性を実現
- ★アーチファクト軽減回路
 - 被測定部の微妙な動きによる影響を軽減
- ★豊富な出力
 - FLOW, MASS, VELOCITY, REFLEX
- ★接触用
 - 接触用フローフも接続可能
- ★コンピュータ
 - NEC製98NOTE又はティスクトップに接続(オプション)
- ★使い易さ
 - 標準フローフが小型、カイト光付き、専用固定器有り

【用途】

- ★脳
 - 骨の上から測定できます
 - ロースヘンカル血圧作成時に光の干渉を受けずに測定できます
 - 深部の特定部位に小型センサーを埋め込んで、無麻酔下で測定が可能です。(接触型)
- ★神経、脊髄
 - 接触すること自体問題か有る部位でも簡単に測定できます。
- ★目(兎、ラット)
 - 眼球の外から網膜の血流測定が可能です。
- ★皮膚
 - 軟膏を塗る、薬液をたらす等の今まで困難であった処置かてきます。
 - 経日的変化の測定も可能です。
- ★消化器系臓器
 - 粘膜に触ること無く測定かてきます。
 - 水面の上からでも測定か可能です。
- ★口腔内
 - 圧迫の影響無く測定かてきます。
- ★その他
 - 筋肉、内耳、鼻腔内、骨(骨髄)等の測定が可能です。

ホームページ：<http://www.neuro-s.co.jp>

本社 ■〒110-0016 東京都台東区台東2-29-12
TEL: (03) 5688-1061 FAX: (03) 5688-1065
E-mail: nstokyo@ss.ij4u.or.jp

大阪支店 ■〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-19
TEL: (06) 6307-7311 FAX: (06) 6307-7727
Email: nsosaka@hh.ij4u.or.jp

ディスカバリー・テトロードパラレルレコーディングシステム

DataWave社の生体シグナル・リアルタイム解析装置Experimenter's WorkBenchの姉妹品、マルチ・シングルユニットオンライン解析装置Discoveryの強力な拡張モデルとして、テトロード・パラレルレコーディングが開発されました。

この拡張モデルはテトロード、即ち4極電極を使ったユニット電位測定用として特に開発されたソフトウェアです。さらに、複数のコンピュータを使い同じタイミングでパラレルにデータを収録することができます。

テトロードではシングル電極やデュアル電極に比べてユニットの単離が格段に向上します。1本のテトロード電極で実質4チャンネルのアナログデータ(W,X,Y,Zと表示されます)が得られますので、ソフトウェアによるウィンドウディスクリミネータで各チャンネルのマルチユニットデータを検出し、分類します。標準のDiscoveryと同じようにクラスター解析でオンライン、オフラインでユニットデータを分類します。テトロードで記録されたマルチユニットデータのクラスター解析のパラメータにはW,X,Y,Zからの波形ピークとバレーが含まれています。このピークとバレーが一体化した情報が、ユニットを最も良く分離させます。

パラレルレコーディングでは、システムを拡張して多数の1,2,4本電極を使った記録が可能です。1台のマスターコンピュータで複数台のスレーブコンピュータによるデータを収録し、そのタイミングを遠隔コントロールします。クロックシーケンスをはじめ標準のDiscoveryの全機能がパラレルレコーディングで実行できます。

〈パラレルレコーディング〉

1台のコンピュータ(マスター)から、複数のコンピュータ(スレーブ)のデータ収録及びそのタイミングを遠隔コントロールします。これにより複数の動物で複数本の記録電極を使ってDiscoveryシステムを拡張し、ネットワーク化して、一層パワフルなシステムが構築できます。

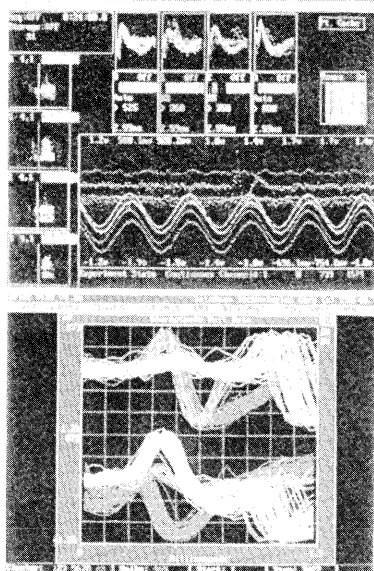
〈AutoCut Online〉

DiscoveryにAutoCut Online拡張ソフトウェアが登場しました。

オンラインで自動的にスパイク波形を分類し分離します。

簡単なマウス操作で実行でき複雑な分類プログラミングから解放されます。

※ディスカバリーの詳細はDataWave社のカタログをご参考下さい。

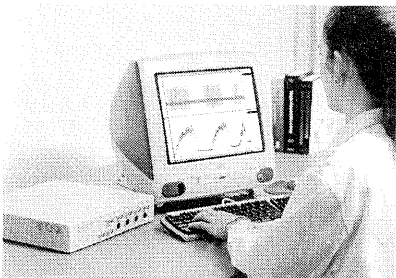


アナログデータ収録・解析システム

PowerLab パワーラボシステム

データの収集から解析・処理まで……

For Macintosh & For Windows **PowerLab** ADInstruments



☆高速パワーラブ/Sシリーズ(連続10KHz/16ch) ☆標準パワーラブ/Eシリーズ(標準1KHz/8ch)
USB/SCSI対応 最大サンプリング速度 200KHz 最大サンプリング速度100KHzバースト

PowerLab/4sp : 高速4ch入力
PowerLab/8sp : 高速8ch入力
PowerLab/16sp : 高速16ch入力

PowerLab/200 : 標準2ch入力
PowerLab/400 : 標準4ch入力
PowerLab/800 : 標準8ch入力

PowerLab 新シリーズ 基礎医学実習システム

PowerLab/410 : 標準4ch入力、+2Bio, 2GP, 1stim
PowerLab/4st : 高速4ch入力、+2Bio, 2GP, 1stim

設定&データ

- 高性能可変ゲインアンプを内蔵、測定機器の出力を接続するだけで記録をコンピュータ化できます!
- セッティングファイルのSave&Loadで即時スタートが可能!
- テキスト、Pict等優れたデータの互換性!
- ネットワークによりデータの共有化を簡単に実行!

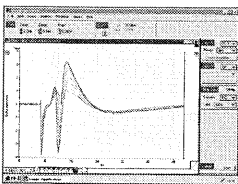
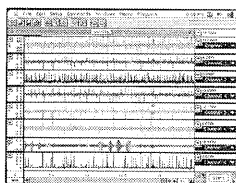
拡張性

- 1台のコンピュータによるマルチドライブが可能!
- エクステンション機能により機能拡張性(Dose Responce、心電図解析、スパイクヒスト等のソフトウェア)が充実!
- 生体アンプ、ブリッジアンプ、血圧アンプなど豊富なフロントエンド!

記録処理

- usecオーダーの瞬間的な信号から数時間、数日オーダまで幅広い記録レンジ!
- ハードディスクへのダイレクトレコーディングにより長時間記録にも対応!
- 優れたデータ圧縮技術により長時間記録もコンパクトにデジタル保存!
- 入出力同時記録が可能(AD, D/A, TTL, パラレルコントロール)!
- Pre-Trigger, Post-Trigger, Signal-Trigger等の幅広い記録モード!
- dv/dt, Rate, Period, Count等のリアルタイムでのオンライン処理!
- Max Value, Max-Min, Slope等の数十種類の読取り項目とオフライン処理!
- ライン、ドット、ヒストグラムの表示をはじめ、X-Y, FFT, Zoom, DataPad表示!

《Chartソフトウェア》
パワフルな
多目的チャートレコーダ
機能を網羅!



《Scopeソフトウェア》
デジタルストレージ
オシロスコープ機能を
満載!

日本総代理店



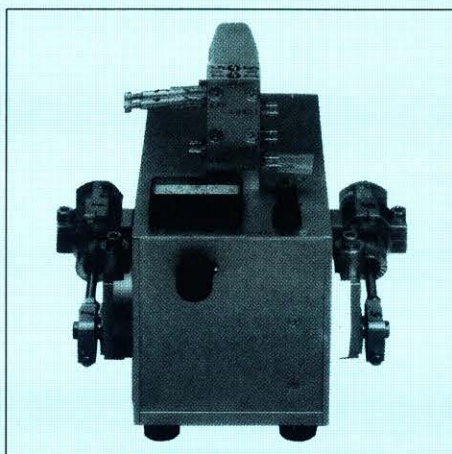
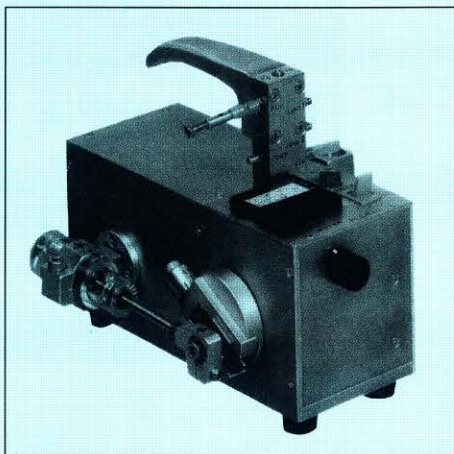
バイオリサーチセンター株式会社

本社 〒461-0001 名古屋市長区泉2丁目28番24号(ヨコタビル4F) TEL(052)932-6421 FAX(052)932-6755
東京 〒101-0032 東京都千代田区若本町2-1-0-1(オカジマビル) TEL(03)3861-7021 FAX(03)3861-7022

E-mail : Sales@brck.co.jp

URL : http://www.brck.co.jp

KN-55 KN式 小動物人工呼吸器



特長

- 従来のもより小型でコンパクトに設計された呼吸器です。
- スピードコントロールモーターの採用で呼吸回数は、無段階に連続可変が行なえます。
- タイミング弁の採用で、呼吸気量を正確に設定できます。
- 4種類のシリンダーを交換することにより、呼吸気量を更に精密に設定できます。
（標準器には希望シリンダー1本付、他はオプション）
- シリンダーが1連式と2連式の2機種があります。

仕様

シリンダーサイズ	内寸×長さ	容量
L	φ24×L57mm	約25ml用
M	φ20×L57mm	約17ml用
S	φ14×L57mm	約8ml用
SS	φ10×L57mm	約4ml用

本体寸法

W95×D215×H120mm

※実用容量はストローク20mmです
ので異なります。

理化学器械・基礎医学器械・実験動物飼育機械器具・薬学研究器械・医科器械一般



株式会社

夏目製作所

〒113-8551 東京都文京区湯島2丁目18番6号
電話 03(3813)3251 FAX 03(3815)2002
千里技術開発室(千里ライフサイエンスセンタービル11F)
〒565-0082 大阪府豊中市新千里東町1-4-2
電話 06(6873)3251 FAX 06(6873)2045

編集兼
発行人

東京都文京区本郷三丁目三〇一〇
布施ビル(四階)
日本生理学会
金子章道

印刷者

〒九九七-〇〇三八
山形県鶴岡市山手町一四一四
平田
鶴岡印刷株式会社

発行所

〒一三三-〇〇三三
東京都文京区本郷三丁目三〇一〇
布施ビル(四階)
日本生理学会

振替

電

話

(〇〇三)

(三三三)

三三八

八一五

一六一

二六二

四〇三

四〇三

定価

〇一〇

千六四三

円〇三